

令和3年度 第7回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和3年 10月26日 (火)			
開 催 場 所	今帰仁村役場 第1会議室			
開 催 日 時	令和3年 10月26日 午後 1時 30分 開 会			
	令和3年 10月26日 午後 3時 30分 閉 会			
出 席 委 員	2 番	平安山 良也	5 番	大城 司
	3 番	與那嶺 清	6 番	宮嶋 扶喜子
	4 番	大竹 恭弘	7 番	内間 正樹
			8 番	仲宗根 和盛
欠席委員番号	1 番	米須 清和		
議事録署名委員	5 番	大城 司	6 番	宮嶋 扶喜子

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和3年度 第7回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>1番 米須 清和(こめす きよかず) 委員から欠席の届出がありました。委員は7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜(うちまりょう)さん、議事録署名委員には、5番 大城 司(おおしろ つかさ)委員、6番 宮嶋 扶喜子(みやじま ふきこ)委員を指名します。
議 長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 農業委員・推進委員研修について
議 長 (日程第4)	<p>それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。</p> <p>議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第41号 農用地利用集積計画の意見決定について</p> <p>議案第42号 非農地証明願いについて</p> <p>議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第45号 今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について</p> <p>議案第46号 今帰仁村農業委員会嘱託登記基準について</p> <p>以上です。</p> <p>本日の提案された議案第40号から第46号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが9件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。</p>
	<p>休憩 午後 1時 34分 再開 午後 1時 51分</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、2ページにあります【別添】「3条調査書」及び当該地元委員による申請内容の確認を踏まえ、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第41号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第41号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。</p>

		<p>(議案書に基づいて議案第41号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係及び所有権移転関係の内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ただ今、説明がありました議案第41号「農用地利用集積計画の意見決定について」質疑はございませんか。</p>
		(質疑なし)
議	長	<p>議案第41号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。</p>
		(異議なしの声あり)
議	長	<p>議案第41号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第42号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>それでは私のほうから議案第42号「非農地証明願いについて」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明)</p> <p>以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認書等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。</p>
議	長	<p>ただ今、説明がありました議案第42号「非農地証明願いについて」質疑はございませんか。</p>
		(質疑なし)
議	長	<p>議案第42号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。</p>
		(異議なしの声あり)

議 長	<p>議案第42号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第43号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番については、令和3年10月18日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番について異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p>

	<p>続きますして議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号2番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第43号整理番号2番について内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号2番については、令和3年10月18日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。ただこの案件は、次の農業振興地域用途変更の議案と同時申請なんですが、申請地は現在農振内となっておりますので、このままだと不許可になってしまうので、一括審議した方がいいのでは？</p>
議長	<p>休憩します。</p>
	<p>休憩 午後 2時 9分 (議案第43号及び議案第45号について内容確認) 再開 午後 2時 12分</p>
議長	<p>再開します。議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号2番については、議案第45号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」と関連がありますので、一括審議します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第45号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明いたします。</p> <p>(議案書読み上げ)</p>

	ここで、資料確認のため、休憩をお願いします。
議長	それでは資料確認のため、休憩します。
	休憩 午後 2時 15分 (資料確認及び議案第45号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明) 再開 午後 2時 20分
議長	休憩前に引き続き再開します。さきほど事務局から説明がありました、議案第43号整理番号2番及び議案第45号について質疑はございませんか。
委員	補助事業の内容について説明をお願いします。
事務局	(事業内容について説明)
委員	ちなみに既存の219番地にある施設は、農業用施設に用途変更されていないのでは？また一体利用する払い下げされた水路の219-5番地も含めて、最終的には農業用施設として使うんですよね？今後の流れと考えを教えてください。
事務局	219-2番地、219-3番地は農振外だったんですけど、以前農振に編入した際に農業用施設として用途変更したものです。その時点で220-4番地、220-6番地も併せて用途変更すべきであったんですが、一体利用する219-5番地については、その当時土地の売買がまだ整理していない段階で、地番も確定していない土地だったので、判断がつかず今に至っている経緯もあります。今回、用途変更が完了している219-2番地、219-3番地と併せて一体利用するので、219-4番地、219-6番地も用途変更するため議案としてあげています。
委員	219-5番地はいつ頃編入する予定ですか。
事務局	令和4年度に総合見直しを予定しているので、その時に農業用施設として編入し修正する手続きを取りたいと思います。

委 員	申請が速やかに通るようにお願いします。
議 長	よろしいでしょうか。議案第43号整理番号2番及び議案第45号について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第43号整理番号2番及び議案第45号については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番及び2番については同時申請になっておりますので、併せて説明したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番及び2番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第44号整理番号1番及び2番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番及び2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	<p>議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番及び2番については、令和3年10月18日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、役場庁舎建設のための3年間の一時転用ということで、やむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>

議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番及び2番について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番及び2番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第46号「今帰仁村農業委員会嘱託登記基準について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから、議案第46号「今帰仁村農業委員会嘱託登記基準について」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第46号について内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただ今、説明がありました議案第46号「今帰仁村農業委員会嘱託登記基準について」質疑はございませんか。
委 員	嘱託登記手続きを受ける要件とありますが、これはそもそも基盤強化促進法による所有権移転を受ける際に満たさないといけない要件ではないか。所有権移転を受けれる人は全員登記を受けれるので。法律的に嘱託登記は要望があったら行政は受けないといけないので、その要件を作るのは難しいと思います。
委 員	今回の議案は手数料について意見を聞いているんですね？審査するものでも今すぐ決定すべきものでもない。要件や金額についてみんなで意見を出し合いましょう。

	<ul style="list-style-type: none"> ・農家としては手数料0円を主張したいが、事務負担を考えるとこれぐらいが妥当だと思う。 ・基盤強化促進法は、優良な農家が空いている農地を有効活用してくれるというメリットがあるからその方を優遇しようという制度なので、それを今までみたいに緩く使ってしまうと、有効活用できない農家も優遇してしまう可能性がある。登記手数料を決める前に、制度をどういう風にするかちゃんと決めた方がいい。 ・優良農家に農地を集積するという本来の目的のために、認定農業者か人・農地プランの中心経営体へ控除等を優遇すると位置づけした方がいい。要件が緩いままだと嘱託登記をみんな出来るということで申請がたくさん来ると思う。要件を決めることでのデメリットもあまりないし、認定農業者や人・農地プランの中心経営体になるのはそんな難しくない。基本的にその地区の担い手になる人にこの制度を使うものなので。どこの地区に中心経営体として入れたらいいか分からない人は受けさせない方がいい。今みたいに誰でも受けれるというのは見直した方がいい。人・農地プランでどこの地区にも入りづらいという人は認定農業者を案内する形にすればいい。地区のためになる人、村が認めた認定農業者を優遇した方がいい。 ・今回の議案は嘱託登記基準ではなく、基盤強化促進法による所有権移転取り扱い要項や事務処理要項として定めた方がいい。 ・農振内の農地と絞っている点について、譲渡所得の控除はそれに該当する必要があるが、嘱託登記はその要件に絞らなくていい。 ・登記手数料の金額の表示方法修正。 <p>以上の意見あり</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。議案第46号「今帰仁村農業委員会嘱託登記基準について」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第46号「今帰仁村農業委員会嘱託登記基準について」手数料については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p>

議 長	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>次回の農業委員会総会は令和3年11月25日(木)を予定しています。</p> <p>これにて令和3年度第7回総会を閉会します。</p>
	閉会時刻 午後 3時 30分
	会長 内間 正樹 印
	議事録署名委員
	印
	印